

令和5年神審第38号

裁 決

遊漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年7月17日23時35分

和歌山県日置港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.8トン

登 録 長 11.78メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 356キロワット

3 事実の経過

Aは、平成5年7月に進水したFRP製小型兼用船で、船体中央やや後方に客室を有した操舵室を配し、同室内前部中央に操舵輪、右舷側にレーダー、GPSプロッター、自動操舵装置及び機関遠隔操縦レバーを設け、操舵室外後方に木製の椅子を備え、a受審人が単独で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年7月17日18時00分日置港の係留地を発し、同港西方1海里沖合の釣り場に向かった。

ところで、日置港は、日置川河口にある港で、港口が西方に開き、港口の南側に陸地、北側に南方に伸びた防波堤が築造され、同防波堤南端から消波ブロックを積み上げた防波堤（以下「港口防波堤」という。）が南西方に約130メートル延伸されていた。

a受審人は、遊漁を終えて前示釣り場を発し、操舵輪の後方で立った姿勢で操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、23時26分日置港灯台から272度（真方位、以下同じ。）1.2海里的の地点で、針路を090度に定めて自動操舵とし、速力を7.8ノット（対地速力、以下同じ。）として進行した。

a受審人は、港口のほぼ中央を航過するつもりで手動操舵に切り替え、23時34分半僅か前日置港灯台から294度220メートルの地点に達したとき、操舵室外後方の椅子に腰掛けた釣り客から声をかけられ、後方を振り向いたときに腕が操舵輪に当たったことから、緩やかに左転を開始した。

a受審人は、23時34分半日置港灯台から297度200メートルの地点に至ったとき、船首が086度を向き、左舷船首方の港口防波堤まで120メートルとなって緩やかに左転しながら同防波堤に接近する状況であったが、釣り客と話し込むことに気を取られ、GPS

プロッターで港口防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も緩やかに左転しながら続航し、23時35分僅か前船首至近に港口防波堤を認め、全速力後進としたものの、及ばず、23時35分日置港灯台から333度140メートルの地点において、Aは、船首が060度を向いたとき、原速力のまま、同防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に破口等を生じ、のち修理され、釣り客1人が右肩甲骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、日置港西方沖合において、帰航する際、船位の確認が不十分で、港口防波堤に向かって緩やかに左転しながら進出したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、日置港西方沖合において、帰航する場合、港口防波堤に接近しないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客と話し込むことに気を取られ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、港口防波堤に向かって緩やかに左転していることに気付かないまま進行して同防波堤への衝突を招き、船首に破口等を生じさせ、釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月27日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明